

大阪広域水道企業団の
社会保険等未加入対策の取組強化について
～取組内容と運用手続きのポイント～

令和2年1月

契約検査課

1 令和2年4月からの取組み

契約書において、社会保険等に未加入である建設業許可業者※を下請負人とすることを禁止

令和2年4月1日以降に公告等を行う全ての建設工事について、社会保険等に未加入である建設業許可者を下請負人（第二次以下の下請負契約の当事者を含む。）とすることを受注者に**禁止**します。

併せて、契約書に、受注者が請負代金内訳書を提出する旨を新たに規定し、受注者から下請負人に対して、社会保険等の加入に必要な法定福利費が適切に支払われるよう、**請負代金内訳書に法定福利費を明示**することを求めます。

※「建設業許可業者」とは、建設業法第2条第3項に規定する建設業者をいいます。（以下同じ。）

- 受注者には、「社会保険等に加入している者を下請負人とする」旨の誓約書の提出を求めます。
- 受注者には、「施工体制台帳」に加え、下請負人が社会保険等に加入していることを確認した書類の提出を求めます。
- 建設業許可業者である下請負人が社会保険等の適用除外でないにも関わらず未加入であると判明した場合は、受注者に対し、当該下請負人への加入指導を求める文書を発出します。
- 未加入である下請負人にかかる保険担当機関への通報は、引き続き実施します。

2 令和2年10月からの取組み

違反した場合は受注者に対し入札参加停止措置等を実施

令和2年10月1日以降に公告等を行う全ての建設工事について、下請負人である建設業許可業者の社会保険等への加入が確認できない場合、**受注者に対し入札参加停止措置及び工事成績評定の減点を実施**します。

- 社会保険等未加入の下請負人が判明した場合は、受注者に対し文章により、当該下請負人に対する加入指導及び加入したことが確認できる書類の提出を求め、指定期間内（30日間、二次下請負以下の下請負人であって、相当の理由があると認められたときは60日間。）に加入確認ができなかった場合は、受注者に入札参加停止措置及び工事成績評定の減点を実施します。

◆ 次ページ以降、ポイントとなる事項をまとめて記載。

社会保険等未加入対策の運用手続きのポイントについて

- ・令和2年4月1日以降に公告等を行う全ての建設工事から、契約書において、社会保険等に未加入の建設業許可業者を下請人とすることを禁止。
- ・全工事、全次数の下請負人が対象。
- ・施工体制台帳に記載された「建設業許可業者である下請負人」の加入状況は受注者が確認。
- ・猶予期間内に、加入した事実が確認できる書類の提出がない場合は、令和2年10月1日以降に公告等を行う全ての建設工事から、入札参加停止措置等を実施。

1 下請負人にかかる社会保険等の加入確認について

受注者は、下請契約締結後すみやかに、建設業許可業者である下請負人について社会保険等の加入状況を確認の上、施工体制台帳とともに「建設業許可業者である下請負人にかかる社会保険等の加入の事実を確認した書類」(以下「加入確認書類」という。)を証拠書類として企業団に提出する。

加入確認書類の例 (各書類の写し又は画面印刷したもの。ただし、従業員の個人情報に相当する記載については、「黒塗り」としてください。)

〔健康保険・厚生年金保険〕

- ・「領収証書」 ・「社会保険料納入証明(申請)書」 ・「資格取得確認および標準報酬決定通知書」
- ・日本年金機構の「厚生年金保険・健康保険適用事業所検索システム」の検索結果画面

〔雇用保険〕

- ・「領収済通知書」 ・「労働保険概算・確定保険料申請書」及び「雇用保険被保険者資格取得等通知書(事業主通知用)」
- ・厚生労働省の「労働保険適用事業場検索」の検索結果画面

※下請負人について社会保険等の加入義務がない場合は以下の書類を提出してください。

- ・一般財団法人建設業情報管理センターの「経営規模等評価結果通知書／総合評定値通知書」の検索結果画面

2 受注者による社会保険等に未加入である建設業許可業者に対する加入指導について

未加入である下請負人が判明した場合、企業団から受注者に対し、当該下請負人への加入指導を求める通知文を発出する。

受注者は、自ら又は直接の契約関係にある下請負人を通じて、未加入者に対して適切に加入するよう指導を行い、指定の期間(通知文の発出日の翌日から起算して30日間)以内に当該下請負人に係る加入確認書類を企業団へ提出する。

3 指定の期間の延長について

二次以下の下請負人については、受注者から申し出があり、未加入である建設業許可業者に対して加入指導を行っており、受注者が加入確認書類を2の指定の期間までに提出することができない相当の理由があると発注者が認めたときは、さらに30日、指定の期間を延長することができる。

【「相当の理由があると発注者が認めたとき」とは】

加入指導を行った日時や内容を記録した「工事打合せ簿」又は、加入指導を行った際に未加入者へ交付した書面などにより、受注者が未加入者に対し適切に加入指導を行っていることが確認できる場合など。

4 入札参加停止措置等について

令和2年10月1日以降に公告等を行う全ての建設工事については、社会保険等に未加入の建設業許可業者である下請負人について、指定の期間内に受注者から企業団に対し加入確認書類の提出がない場合には、入札参加停止措置等を実施する。

【入札参加停止措置】

・契約不履行等「社会保険等未加入」 下請負人1者あたり2月

【工事成績評定の減点】

・当該契約に関して入札参加停止期間が2月以上3月未満 -8点
・当該契約に関して入札参加停止期間が3月以上 -10点